

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）<u>第10条第1項第1号</u>に掲げる事業を行う農業協同組合</p> <p>イ 農業協同組合法<u>第10条第1項第1号</u>及び<u>第2号</u>に掲げる事業を併せ行う農業協同組合連合会</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 銀行及び信用金庫</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）<u>第10条第1項第2号</u>に掲げる事業を行う農業協同組合</p> <p>イ 農業協同組合法<u>第10条第1項第2号</u>及び<u>第3号</u>に掲げる事業を併せ行う農業協同組合連合会</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 銀行、<u>信用金庫</u>及び<u>信用協同組合</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>  |   |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。